

栃木県特定地域づくり事業協同組合の認定等に関する事務取扱要領

令和4年3月16日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県における特定地域づくり事業協同組合の認定等に関し、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号。以下「法」という。）、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則（令和2年総務省令第11号。以下「規則」という。）及び地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドライン（令和3年6月30日付総行地第93号総務省大臣官房地域力創造審議官通知）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(認定申請)（法第3条第1～2項、規則第1条第1・3項）

第2条 栃木県において特定地域づくり事業協同組合の認定を受けようとする事業協同組合は、申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて、栃木県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

(認定及び認定基準)（法第3条第3～4項）

第3条 知事は、前条の申請をした事業協同組合が別紙「栃木県特定地域づくり事業協同組合認定基準」に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、特定地域づくり事業協同組合として認定するものとする。

(市町長の意見聴取)（法第3条第5項、規則第1条第2項）

第4条 知事は、前条の認定をしようとするときは、あらかじめ申請をした事業協同組合の地区をその区域に含む市町の長の意見を聴くものとする。

2 市町の長は、前項の意見を述べるときは、意見書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

3 前項の意見書の提出にあたっては、市町の長は、あらかじめ、次に掲げる者の意見を聴くものとする。ただし、対象となる事業者が存在しない場合はこの限りでない。

一 当該事業協同組合に係る関係事業者団体（法第3条第3項第4号に規定する関係事業者団体をいう。）

二 当該市町において業務を行うシルバー人材センター（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第2項に規定するシルバー人材センターをいう。）

三 当該市町において労働者派遣事業を営む事業者を代表する者（当該事業協同組合が

労働者派遣事業を行おうとするものである場合に限る。)

(認定の通知及び公示) (法第3条第6項、規則第2条)

第5条 知事は、第3条の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨並びに当該認定をした特定地域づくり事業協同組合に係る次の事項を公示するものとする。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 特定地域づくり事業を行う事務所の名称及び所在地
- 三 地区(活動地区)
- 四 事業(事業内容)
- 五 当該認定の有効期間の満了日
- 六 当該事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲
- 七 第10条の規定により付された条件

(欠格事由) (法第4条)

第6条 次の各号のいずれかに該当する事業協同組合は、特定地域づくり事業協同組合の認定を受けることができない。

- 一 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない事業協同組合
- 二 第18条第1項(第2号に係る部分を除く。)の規定により認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない事業協同組合
- 三 役員のうち次のいずれかに該当する者がある事業協同組合
 - (1) 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (2) 特定地域づくり事業協同組合が第18条第1項(第2号に係る部分を除く。)の規定により認定を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に当該特定地域づくり事業協同組合の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しない者

(変更の認定等) (法第5条第1~4項、規則第3~4条)

第7条 特定地域づくり事業協同組合は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更(次の一又は三の地域の住居表示等の変更に伴う変更)については、この限りでない。

- 一 地区(活動地区)
- 二 事業(事業内容)

- 三 当該事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲
- 2 前項の変更の認定を受けようとする特定地域づくり事業協同組合は、変更に係る事項を記載した申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。
- 3 第3条から第4条の規定は、第1項の変更の認定について準用する。
- 4 知事は、第1項の変更の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨及び当該変更に係る事項を公示するものとする。

（変更の届出等）（法第5条第5～6項、規則第5～6条）

第8条 特定地域づくり事業協同組合は、次の各号に掲げる事項に変更があったとき又は前条第1項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から起算して30日を経過する日までの間に、変更届出書（様式第7号）に別表に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 役員の名及び住所
 - 三 特定地域づくり事業を行う事務所の名称及び所在地
- 2 知事は、前項の規定による届出（第一号又は第三号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、その旨及び当該変更に係る事項を公示するものとする。

（認定の有効期間及びその更新）（法第6条）

第9条 第3条の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して10年（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、当該更新がされた有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して10年）とする。

- 2 前項の有効期間の更新を受けようとする特定地域づくり事業協同組合は、有効期間の満了の日の90日前から60日前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、知事に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 3 前項の申請があった場合において、有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 4 第2条から第6条の規定は、有効期間の更新について準用する。ただし、提出書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(認定等の条件) (法第7条)

第10条 知事は、特定地域づくり事業協同組合の認定、変更の認定及び有効期間の更新にあたって、法の目的を達成するため必要があると認めるときは、特定地域づくり事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させる場合における地域の限定又は地区外において事業を行う者の利用分量の総額の制限その他必要な条件を付すものとする。

(廃止の届出) (法第8条、規則第7条)

第11条 特定地域づくり事業協同組合は、特定地域づくり事業を廃止しようとするときは、当該事業を廃止しようとする日の30日前までに、その旨を記載した廃止届出書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(認定の失効) (法第9条第1・3項)

第12条 特定地域づくり事業協同組合について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、当該認定はその効力を失う。

- 一 認定の有効期間が経過したとき(第9条第3項の規定により従前の認定がなお効力を有することとされる場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。)
- 二 前条の規定による特定地域づくり事業の廃止の届出があったとき。
- 三 特定地域づくり事業協同組合が解散したとき。
- 四 特定地域づくり事業協同組合が特定地域づくり事業協同組合以外の中小企業等協同組合と合併したとき。

2 知事は、前項の規定により認定がその効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を、厚生労働大臣に通知するとともに、公示するものとする。

(事業計画等) (法第11条第1項、規則第8条)

第13条 特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度、事業年度の開始の日の前日までに、特定地域づくり事業に関し事業計画(様式第2号)及び収支予算(様式第3号)を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、認定を受けた日の属する事業年度においては、この限りでない。

2 特定地域づくり事業協同組合は、事業計画又は収支予算を変更したときは、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した書面並びに当該変更後の事業計画(様式第2号)又は収支予算(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(事業報告等) (法第11条第2項、規則第9条)

第14条 特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度終了後、特定地域づくり事業に関し事業報告書(様式第5号)及び収支決算書(様式第6号)を作成し、それぞれ次の期限ま

で知事に提出しなければならない。

一 事業報告書 毎事業年度の終了の日の属する月の翌月以後の最初の6月30日

二 収支決算書 毎事業年度経過後3月が経過する日

- 2 前項の収支決算書については、当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の提出をもって代えることができる。

(報告徴収及び立入検査) (法第12条)

第15条 知事は、法の施行に必要な限度において、特定地域づくり事業協同組合に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、特定地域づくり事業協同組合の事務所その他の事業所に立ち入らせ、特定地域づくり事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(適合命令及び改善命令) (法第13条)

第16条 知事は、特定地域づくり事業協同組合が、第3条に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、前項に定めるもののほか、特定地域づくり事業協同組合又はその役員若しくは職員がその業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるときその他特定地域づくり事業協同組合の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、人的体制の改善、違反の停止その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(事業停止命令) (法第14条)

第17条 知事は、特定地域づくり事業協同組合が第18条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、期間を定めて、その行う特定地域づくり事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するものとする。

(認定の取消) (法第9条第2～3項)

第18条 知事は、特定地域づくり事業協同組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により認定、変更の認定又は有効期間の更新を受けたとき。
- 二 第3条に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。
- 三 第6条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

- 四 変更の認定を受けなければならない事項を認定を受けずに変更したとき。
 - 五 第10条の条件に違反したとき。
 - 六 法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を、厚生労働大臣に通知するとともに、公示するものとする。

(その他)

第19条 前条までの規定により難しい場合は、別途定める。

附 則

この要領は、令和4年3月16日から施行する。